

○糸魚川市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成20年1月7日

告示第1号

改正 平成22年3月26日告示第71号

平成25年3月25日告示第42号

平成30年4月1日告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が募集する有料の広告枠に広告を掲載する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 市が広告の掲載を募集するもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報いといがわ
- (2) ホームページ
- (3) 公共施設
- (4) その他市長が認めるもの

(広告内容)

第3条 広告の掲載等の対象となる内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 人権を侵害するもの
- (5) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないもの
- (6) 意見広告に関するもの
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 掲載を募集する広告枠の規格、位置及び枠数、掲載の期限、作成方法、広告掲載料その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、広報いといがわ、ホームページ等により前条の規定により定めた事項を明示して行う。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、糸魚川市広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

(掲載の決定等)

第7条 市長は、広告の掲載の申込みがあったときは、掲載の申込みに係る広告の内容（以下「掲載内容」という。）を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載内容に疑義があるときは、第9条に規定する糸魚川市広告掲載審査委員会に意見を求めることができる。

3 市長は、広告の掲載の可否の決定をしたときは、糸魚川市広告掲載決定通知書（様式第2号）又は糸魚川市広告非掲載決定通知書（様式第3号）により当該決定をした者に通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第8条 前条第1項の規定により広告の掲載の可否を決定するに当たり、1の広告枠に複数の申込みがあるときは、次の各号に掲げる申込者に応じ、当該各号に定める順位を付し、その順位の最も高い者を広告を掲載する者（以下「広告主」という。）として決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するもの 第1位

(2) 本市内に事業所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。） 第2位

(3) 前2号のいずれにも該当しないもの 第3位

2 前項の規定により複数の申込者に対し順位を付した場合において、最も高い順位を付した申込者が複数あるときは、抽選によりそれらの申込者のうちから1者を広告主として決定するものとする。

(広告掲載審査委員会)

第9条 掲載内容が適正基準を満たしているかを審査するため、糸魚川市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 3 委員長は、総務部長をもって充て、会務を掌理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、総務部長、総務課長、財政課長、環境生活課長、福祉事務所長、商工観光課長、農林水産課長、こども課長、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある職員に会議への出席、資料の提出及び意見を求めることができる。
- 3 委員長において会議を開く時間的余裕がないと委員長が認めたものについては、回議により審査を行うことができる。

(掲載料の納付)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。
- (2) 市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 抄

告示の日から実施する。

改正文（平成22年3月26日告示第71号）抄

平成22年4月1日から実施する。

前 文（平成25年3月25日告示第42号）抄
平成25年4月1日から施行する。

前 文（平成30年4月1日告示第109号）抄
告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

糸魚川市広告掲載申込書

糸魚川市長 様

申込者住所(所在地)

氏名(名称)



電話番号

担当者氏名

有料広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体(番号を○で囲んでください。)

(1) 広報いといがわ

(2) ホームページ

(3) 公共施設()

(4) その他()

2 掲載希望期間

3 広告の内容(広告の案等を添付してください。)

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

糸魚川市長

広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせします。

記

1 広告媒体

- (1) 広報いといがわ
- (2) ホームページ
- (3) 公共施設()
- (4) その他()

2 掲載期間

3 広告掲載料

円

4 納付期限等

年 月 日

5 原稿等の提出期限

年 月 日

6 その他

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

糸魚川市長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記の理由により掲載できないことと決定しましたのでお知らせします。

記

1 申し込まれた広告媒体

- (1) 広報いといがわ
- (2) ホームページ
- (3) 公共施設()
- (4) その他()

2 掲載できない理由

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)